

《認定内容変更届》

引っ越しなどの状況の変化に伴う住所や連絡先等の登録情報の変更が生じた場合は、『認定内容変更届』を提出してください。

※変更の項目例

- ・住所 ・氏名
- ・電話番号
- ・メールアドレス
- ・修学先の状況
- ・奨学金の状況
- ・就業の状況（就職後）
- ・その他

登録企業への就職

《就職状況報告書・在職証明書》

就職した企業名や連絡先について、『就職状況報告書・在職証明書』を提出してください。  
・在職証明書は、就職先登録企業が作成。

《認定内容変更届》

引っ越しなどの状況の変化に伴う住所や連絡先等の登録情報の変更が生じた場合は、『認定内容変更届』を提出してください。

《辞退届》

助成対象者を辞退するとき、取消事由に該当することとなった場合は、『辞退届』を提出してください。

登録企業以外への就職  
大学院進学など

《辞退届》 ※助成対象者認定通知書を添付の上、提出

助成対象者を辞退するとき、または以下の助成対象外となる事由に該当することとなった場合は、『辞退届』を提出してください。

※助成対象外となる事由

- ①奨学金の貸与を取り消されたとき。
- ②認定を受けた翌年度までに、大学等を卒業できなかったとき。
- ③認定を受けた翌々年度4月末までに登録企業に就職しなかったとき。
- ④奨学金の返還が免除されたとき。
- ⑤他の自治体等による奨学金返還支援制度を利用したとき。
- ⑥対象企業に就職したが、1年間分の奨学金を返還する前に離職したとき。

就職後、一年経過し、一年分の奨学金を返還したとき

《交付申請書》

後日指定する『交付申請書』を作成し、必要書類を添付の上、提出してください。  
・初回は、就職から1年経過後の10月頃の予定

奨学金返還支援  
返還期間の短縮

【問合せ先】  
愛媛県産業人材課  
089-912-2509